

# 那須烏山市図書館雑誌スポンサー事業実施要項

## 1. 目的

那須烏山市の南那須図書館及び烏山図書館は、企業・商店・団体等(以下「スポンサー」という。)から雑誌を提供していただき、そこにスポンサーの広告を掲載して来館者の閲覧に供します。提供していただく雑誌は、新刊で毎号となっています。

スポンサー各位には社会貢献活動の機会と捉えていただき、図書館は賛同いただいたスポンサーに広告の場を提供させていただくものです。

## 2. 内容

スポンサーから提供していただいた雑誌は、図書館職員が雑誌カバーの表面にスポンサー名を、裏面に企業・商店・団体等の広告を表示し、那須烏山市図書館の雑誌コーナーに配置し、図書館利用者の閲覧に供します。

## 3. 雑誌の選定

提供していただく雑誌はスポンサーに決めていただきます。ホームページ上の「雑誌一覧」の中からスポンサーの企業風土に合った雑誌を選んでいただきます。応募があり次第、図書館と調整し雑誌名を決定します。

## 4. スポンサー及び広告の対象

### (1) スポンサーの対象

市内の企業、商店・団体等を対象とし、個人は対象外とさせていただきます。

### (2) 応募対象にならない場合

次の事業者等に該当しないこと。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

- ① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更正手続き中の事業者
- ② 各種法令に違反した事業者
- ③ 暴力団又は暴力団の構成員、その他これに準ずる事業者
- ④ ①から③に掲げたもののほか、適当でないと判断したもの。

但し、選定基準、理由等は公表しませんので、あらかじめご了承ください。

## 5. 雑誌スポンサーの広告内容

広告の内容は、公共性、品位、信頼性を損なうことなく、図書館利用者に不利益を与えないものとします。

広告の内容が次のいずれかに該当するか、該当するおそれがあるときは掲載の対象外となります。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのある
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのある
- (3) 基本的人権や他者の権利等を侵害するものもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるもの、または誤解を生むおそれがあるもの
- (6) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告(社会問題、その他についての主義・主張)にあたるもの
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
- (10) 上記のほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと判断したもの。  
但し、判断基準、理由等は公表しませんので、あらかじめご了承ください。

## 6. 広告掲出期間

広告の掲出期間は、原則、スポンサーとして決定した月の翌月1日から3月末日までとします。

但し、スポンサー及び那須烏山市立図書館の双方に異議がない場合、1年間の自動継続となります。その後も2者何れかの解約申出があるまで自動継続されません。

## 7. 広告の規格、表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名等の表示とします。  
表示の大きさ：たて10cm×よこ22cm、地色は白色、文字は黒字  
貼付位置：最新号カバー底部(ただし雑誌の重要な情報が隠れない位置)
- (2) 裏面の広告はスポンサーが作成します。印刷は片面とし、最新号カバーに収まるサイズとします。
- (3) 表示期間は契約期間内とします。広告内容を変更する場合は、最寄りの那須烏山市立図書館にお申し出ください。本要項の「5. 雑誌スポンサーの広告内容」に合致する変更であれば随時変更をお受けします。
- (4) 提供していただいた雑誌の配置は、那須烏山市の各図書館にお任せください。

8. 申込受付

平成24年9月1日より最寄りの図書館で受付いたします。雑誌スポンサー担当にご用命ください。

9. 申込方法

雑誌スポンサー事業申込書に必要事項をご記入のうえご提出ください。

申込書の所定欄に必要事項を記載し、必ず押印のうえご提出ください。ご持参または郵送、何れでも結構です。

10. 広告内容審査

スポンサーは、掲載予定の広告について、あらかじめ那須烏山市立図書館と協議していただきます。

11. 覚書の締結

那須烏山市立図書館は、雑誌スポンサーに決定した企業・商店・団体等と覚書を締結します。覚書は2部作成し、双方1部ずつ保有します。

12. 雑誌代金の支払い

スポンサーが提供する雑誌代金及び支払方法は、直接納入業者と協議し、お支払いください。詳細は下記のとおりです。

(1)雑誌価格が変動し差額分が発生した場合は、納入業者と協議の上、調整してください。

(2)振込手数料等の諸経費はスポンサーの負担でお願いします。

(3)スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合、スポンサーと図書館が協議の上、新たに提供していただく雑誌に広告を振り替えて掲載します。

13. スポンサーの責務

広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーに負っていただきます。

以 上

# 図書館雑誌スポンサー大募集

那須烏山市図書館では、図書館で購入している雑誌のスポンサーを募集しています。

これは、市内の企業・商店・団体等に雑誌のスポンサーとして購入代金を負担していただき、そのスポンサーの広告を雑誌カバーに表示するというものです。地元企業等のPRや、地域貢献活動の周知の一助となればと考えています。また、これによって確保される財源は、図書の実や新しい図書館事業への取り組みなど、よりよい図書館運営のために役立てます。

地域の皆様のご協力をお願いいたします。

雑誌コーナー(各図書館)

## 図書館雑誌スポンサー事業Q&A



Q：申し込めるのはどんな人ですか？

A：那須烏山市にある企業・商店・団体等の代表者です。

Q：どんな種類の雑誌があるのでしょうか？

A：男性、女性、子ども向け、趣味や育児、健康関係、スポーツ、車、アウトドア、花や野菜などの自然関係など、たくさんあります。

Q：この事業はいつから始まるのですか？

A：平成24年9月から募集を開始します。

Q：広告はどのように入れるのでしょうか？

A：新刊雑誌のカバー裏面に、その雑誌のサイズに合わせた大きさの広告をスポンサーが作成し、図書館が表示します。スポンサー継続中は、広告は何度変えても結構です。

Q：スポンサーとなった会社のメリットは何ですか？

A：企業・商店・団体等のPRをすることで、企業・商店・団体等の事業、商品内容や地域貢献活動などを市民の皆さんに知っていただけることです。それは企業・商店・団体等への理解を深め、好感度アップの効果があると考えます。

Q：申し込みたいときはどうしたらいいのですか？

A：那須烏山市内の図書館に相談ください。詳しい説明をさせていただきます。

お問合せは 那須烏山市立図書館まで

TEL 0287-88-2748(南那須図書館)・0287-82-3062(烏山図書館)

平成 年 月 日

## 雑誌スポンサー事業申込書

那須烏山市立 南那須 図書館館長 宛  
烏山

「那須烏山市図書館雑誌スポンサー事業実施要項」に基づき、書類[広告図案（最新号カバーに収まるサイズで片面印刷）、企業・商店・団体等概要、ホームページがある場合はホームページのURL]を添えて下記のとおり申込みます。

### ◇ 提供希望期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 まで
------------------------

### ◇ 希望雑誌

雑 誌 名	雑 誌 名

※同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、受付順とします。

### ◇ 申込者

企業・商店・団体等名	
代 表 者 名	(印)
住 所	〒
TEL/FAX	
メー ル	
担 当 者 名	